

景品表示法 基礎編

解答

〔設問 1〕 景品表示法

正答：③

景品表示法の正式名称は「不当景品類及び不当表示防止法」です。景品表示法は、商品やサービスを選ぶ際に消費者を惑わす誇大な表示や過大な景品などを規制しています。

〔設問2〕 表示

正答：②

景品表示法では、事業者が自己の供給する商品又はサービスについて、一般消費者に示す表示（チラシ・テレビCM・ネット広告・看板・口頭による説明など）のあらゆるものが対象となります。しかし、対象が消費者ではなく、事業者間での取り引きに示す表示は対象外となります。

〔設問3〕 事業者

正答：①

景品表示法の対象は、事業者が自己の供給する商品又はサービスを一般消費者に購入してもらうために行う広告表示です。メーカーの資料どおりに作成した広告であっても、小売業者は販売する商品に対して適正な表示を行う責任があります。

〔設問4〕 優良誤認

正答：①

単に事実と異なる表示だけでは優良誤認表示とはなりません。

カシミアは、一般的に高級品として一般消費者に認識されており、実際には表示通り使用されていない場合、優良誤認表示となります。

〔設問5〕 著しさの判断基準

正答：③

表示の受け手である一般消費者に「著しく優良」と認識されるか否かという観点から判断します。また、「著しく」とは、当該表示の誇張の程度が、社会一般に許容される程度を超えて、一般消費者による商品・サービスの選択に影響を与える場合を言います。

〔設問6〕 合理的根拠

正答：③

通信販売における商品説明等の広告表示についての責任者は販売者となります。根拠が曖昧な効能効果については第三者機関に依頼するなどして表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を準備し、それに基づいた広告としなければなりません。

〔設問7〕 有利誤認

正答：①

「今だけ」と表示しながら、今に限らず長期間、継続的に販売価格を安くしている場合、有利誤認表示となります。

〔設問8〕 二重価格表示

正答：②

自店において通常販売している価格の場合は一定の条件を満たした場合、「当店通常価格」として表示することが可能です。また、製造業者等（小売業者以外）が設定した価格をカタログ等で小売業者に広く呈示している場合は「参考小売価格」として表示することが可能です。

〔設問9〕 No.1表示

正答：③

No.1表示が不当表示とならないために、(i) No.1表示の内容が客観的な調査に基づいていること、(ii) 調査結果を正確かつ適正に引用していることの両方を満たす必要があります。また、調査結果の正確かつ適正な引用であるためには、直近の調査結果に基づいて表示するとともに、No.1表示の対象となる商品等の範囲、調査期間、時点、調査の出典についても、当該調査の事実に基づいて明瞭に表示するよう留意する必要があります。

〔設問 10〕 強調表示と打消表示

正答：①

一般消費者が手に取ってみるような表示物の場合には、最低でも 8 ポイント以上の文字の大きさで表示する必要があります。離れた場所から目にするような表示物の場合には、8 ポイントの大きさでは不十分であり、消費者が実際に目にする状況において適切と考えられる文字の大きさにしなければなりません。

〔設問 1 1〕 その他の誤認表示

正答：①

現在、内閣総理大臣が指定しているものは、「商品の原産国に関する不当な表示」「消費者信用の融資費用に関する不当な表示」「不動産のおとり広告に関する表示」「おとり広告に関する表示」「有料老人ホームに関する不当な表示」、そして「無果汁の清涼飲料水等についての表示」の6種類です。

〔設問 1 2〕 景品

正答 : ②

景品表示法における「景品類」とは、(i) 顧客を誘引するための手段として、(ii) 取引に付随して提供する、(iii) 経済上の利益で、(iv) 内閣総理大臣が指定するものです。

〔設問 13〕 景品（懸賞）

正答：②

商品を買ったり、サービスを利用することなく、誰でも応募できる懸賞を「オープン懸賞」といい、取引に付随するものではないため、景品規制は適用されません。

商品等の購入者を対象にして抽選を行うものは「一般懸賞」（商品、サービスの利用者に対し、くじ等の偶然性、特定行為の優劣等によって景品類を提供する）、商店街等が共同して行うものは「共同懸賞」（一定の地域や業界の事業者が共同して景品類を提供する）といい、いずれも景品規制が適用されます。

〔設問 1 4〕 景品（総付）

正答：①

商品の購入に関係なく、来店者全員に提供される物品等は「総付（そうづけ）景品」といい、景品表示法の規制対象となります。

購入者へのキャッシュバックは値引、アンケート回答者への粗品は謝礼に該当するため、いずれも景品規制の対象外です。

〔設問 15〕 公正競争規約

正答：③

公正競争規約は国の法律ではなく、事業者又は事業者団体が、消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けて、自主的に設定する業界のルールです。